

公益社団法人熊本県浄化槽協会 支部運営規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人熊本県浄化槽協会（以下「本協会」という。）支部に関する規程第6条の規定に基づき支部運営に関する必要な事項を定めることを目的とする。

(支部の役割)

第2条 この支部は、本協会支部に関する規程第5条に規定する活動を積極的に行う。

(支部長等)

第3条 この支部に、支部長、副支部長及び会計を置くものとし、必要に応じて幹事（以下「支部役員」という。）を置くことが出来る。

2 各支部の支部役員数は別表により定める。

(支部事務所)

第4条 支部の主たる事務の拠点として支部事務所を置く。

2 前項の支部事務所は理事会がこれを定める。

(選任等)

第5条 支部役員は支部総会において支部会員から選任する。

2 副支部長は支部長を補佐し支部長に事故あるときは副支部長が支部長の職務を行う。

(任期等)

第6条 支部役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員の改選時期は本協会の正会員理事及び監事の改選時期と同じとする。

(会議等)

第7条 支部の会議は支部総会と支部役員会とする。

(招集)

第8条 会議は支部長が招集する。

(議長)

第9条 会議の議長は支部長がこれにあたる。

(定足数)

第10条 会議においては支部会員の過半数以上の出席がなければ開催することができな

い。但し委任状を含む。

(支部総会の権能)

第11条 支部総会は、この規約に別に規定するもののほか次の事項を決議する。

- (1) 支部の収支状況及び事業状況の報告に関する事。
- (2) その他この支部の運営に関する重要な事項に関する事。

(事業報告等)

第12条 支部は毎会計年度終了後1ヶ月以内に次の書類を作成し支部総会に報告し、本協会本部に提出するものとする。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書

(支部役員会の権能)

第13条 支部役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 支部の収支予算及び事業計画に関する事。
- (2) その他支部総会の議決を要しない支部の運営に関する事。

(事業計画等)

第14条 支部は毎年1月末までに次の書類を作成し支部役員会の議決を経て、本協会本部に提出するものとする。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書

(会計年度)

第15条 この支部の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日までとする。

(経過措置)

本規約第3条第3項に規定する別表は、施行日以降に役員改選を行う場合は、別表1を適用し、それまでの間は別表2を適用することができる。

附 則

この規程は、平成22年3月4日より施行する。

この規程は、平成28年4月1日より施行する。

別表 1

(単位：人)

支部名	役員合計数	支部長	副支部長	会計	幹事
熊本支部	8	1	1	1	5
有明支部	4	1	1	1	1
山鹿支部	4	1	1	1	1
菊池支部	4	1	1	1	1
阿蘇支部	4	1	1	1	1
御船支部	4	1	1	1	1
宇城支部	5	1	1	1	2
八代支部	5	1	1	1	2
水俣支部	4	1	1	1	1
人吉支部	4	1	1	1	1
天草支部	5	1	1	1	2

別表 2

(単位：人)

支部名	役員合計数	支部長	副支部長	会計	幹事
熊本支部	10	1	1	1	7
有明支部	4	1	1	1	1
山鹿支部	4	1	1	1	1
菊池支部	4	1	1	1	1
阿蘇支部	4	1	1	1	1
御船支部	4	1	1	1	1
宇城支部	6	1	1	1	3
八代支部	5	1	1	1	2
水俣支部	7	1	1	1	4
人吉支部	8	1	1	1	5
天草支部	8	1	1	1	5

(備考) この表は、平成22年3月31日迄適用する。